

橘宿祢賜姓祝宴應詔歌の意義

——その誦詠者としての奈良麻呂をめぐつて——

大濱眞幸

—

天平八年（七三六）十一月十七日^桂、葛城王・佐為王らの請願が聽され、その一族に橘宿祢の姓が賜与された。

上天皇御歌、但天皇皇后御歌各有二首者。其歌遺落、未得探求焉。今檢案内、八年十一月九日、葛城王等願橘宿祢之姓上表。以十七日、依表乞賜橘宿祢。

冬十一月、左大弁葛城王等、賜姓橘氏之時、御製歌一首

橘は実さへ花さへ その葉さへ 枝に霜降れど いや常葉の

木

（卷6・一〇〇九）

右、冬十一月九日、從三位葛城王從四位上佐為王等、

辭「皇族之高名」、賜「外家之橘姓」已訖。於時、太上天

皇・天皇・皇后、共在「千皇后宮」、以為「肆宴」、而即御

製賀「橘之歌」、併賜「御酒宿祢等」也。或云、此歌一首太

橘宿祢奈良麻呂應詔歌一首

奥山の貞木の葉凌ぎ 降る雪の降りはますとも 地に落ち

めやも

（同・一〇一〇）

右に掲げた二首の歌は、この橘宿祢賜姓を祝う宴の席上で披露された聖武天皇の御製歌と、その詔に応えて橘宿祢奈良麻呂が誦詠した歌（以下、本歌と略称する場合がある）である。

これらの歌の成立契機は、言うまでもなく葛城王一族の橋宿祢賜姓にある。

したがって、その賜姓を祝う宴において聖武天皇の詔に応え、一族を代表して歌を披露する人物としては、賜姓請願の代表者であり、従三位参議左大弁として太政官の中枢にあった、新生橋宿祢氏の初代氏上たる諸兄こそがもっとも相応しい人物と言えるのではないか。けれども、実際に歌を披露した人物は、諸兄ならぬその嫡男奈良麻呂であった。かかる事実は、奈良麻呂という人物

に、この祝宴における応詔歌誦詠者としての諸兄以上の相応しさが認められていたことを示していよう。何故本歌の誦詠者は奈良麻呂でなければならなかつたのか。かかる問題意識に立つて、小稿は、奈良麻呂のこの宴における応詔歌誦詠者としての必然性を問うことを通して、「万葉集」に十三群二十七首配された「応詔歌」の一首である本歌の、その「応詔歌」としての内実を探つてみたい。

（二）

行論の都合上、まず本節では、本歌の解釈上の問題点について一通り見渡しておきたい。

さて、その問題点は、以下に示す通り、相互に関連する三つの問題点に整理される。

A第四句「降りはますとも」の「降り」を懸詞と解するか否か
①懸詞と解する説

代匠記（精）・略解・井上新考・口訳・全訳・総訳（新村出氏）・金子評釈・古典全書・佐佐木評釈・注釈・古典全集・古典集成・完訳日本の古典・角川文庫（伊藤博氏）

②懸詞とは解さない説

古義・窪田評釈・増訂版全訳・私注・古典大系・全訳注・全注（吉井巣氏）

B結句「地に落ちめやも」の主語は何か

①橋の実・古義・全訳・総訳・金子評釈・窪田評釈・増訂版全訳・古典大系・注釈・古典集成・全訳注・角川文

庫

②橋の葉・全注

③橋・古典全書・佐佐木評釈・古典文学全集・完訳日本の古典

④雪・代匠記（精）・致證・口訳

C一首に比喩性を認めるか否か

①比喩性を認める説

a上三句を序詞とし、下二句に比喩性を認める説

代匠記（精）・略解・井上新考・全訳・総訳・私注・金子評釈・古典全書・佐佐木評釈・古典全集・完訳日本の古典・

b一首全体に比喩性を認める説

代匠記（初）・攷證・古義・口訳、増訂版全註釈・注釈・

古典集成・全訳注

②比喩性を認めない説

塙田評釈・古典大系・全注

まずAの問題から考えていただきたい。①の懸詞説は、「降りはますとも」の「降り」に、〈年月が経過する〉意の「古り」が懸けられていると解釈する。それに対して全注は、続く「ます」という語について、

数量の増加すること、優越する意に用いるが、時間が経過することには用いられないようである。

と述べて懸詞説に疑問を呈している。また、〈増加・優越〉の両義を有する「ます・まさる」について集中の用例を精査された生田周史氏は、本歌の「ます」の意味を「降る雪の外面量の単純な増加」と説いている。^{参考}それ故本稿も、この問題に関しては上記二氏の説により、懸詞とはならない②説に従いたい。

次いで、Bの「地に落ちめやも」の主語についてであるが、増訂版全註釈や角川文庫が指摘する如く、その主語は省略されていると見るべきである。したがって、本歌に直接表現されている「雪」を

主語と解する④説には従い難い。その他は全て「橋」という植物に関わる解釈であり、従来はその「実」を主語とする①説が多い。しかし、他の「落つ」の例（全三九例）には「実」の例は見当たらず、逆に少數ながら「もみち」（一三七、四二三三）・「木の葉」（七一）など「葉」の例や、「花」（一六五三）・「ひさき」（一八六三）・「橋」（一九五四）・「椿」（四四一八）や、比喩的ではあるが「白木綿花」（九〇九、一一〇七、一七三六）など「花」の例が目に付く。ただし「葉」や「花」の状態が衰えることを言う場合は、ともに「散る」と表現されるのが一般的（「葉」一四六例中二八例・「花」四三三例中一〇八例）である。

また、「橋」を詠んだ歌（全七〇例）について、そのどの部分に関心が寄せられていたかを見ると、最も多いのは「花」の四五例（その内「花橋」三三例）であり、「実」の一〇例（一〇〇九・一四七八・一四八九・四〇五八・四〇五九・四〇六三・四〇六四・四一一×二・四一一二）に対して「葉」は二例（一〇〇九・四一二）に過ぎない。それ故、用例数の単純な比較で言えば「実」の方が優勢ではある。けれども、「実」の例として挙げた一〇〇九番歌（前掲、聖武御製歌）と四一一一番歌（大伴家持、橋歌）は、同時に「葉」の例もあり、また同時に「花」や「枝」の例としても重複する。即ち、四一一一番歌は一〇〇九番歌を踏まえて詠まれた歌で

あり、それ故、この二首の表現を個別に取り上げてみても、当面する問題においては、①②いずれの根柢とも為し難い。つまり、当該句の主語は、右に見た用例上の調査だけでは容易に決定し難いと考えられる。

さて、こうした主語の省略は、窪田評釈が「独立させては解し難い歌ともなつてゐる」と評した如く、宴席歌にありがちな「場の規制力」に支えられた隱約な表現と言える。したがって、その「規制力」を探ることが、この問題を解決する糸口となつてくるものと思われる。

本歌は、その直前に配された聖武天皇御製歌を承けて詠まれた歌である。この御製歌は、「橋」という樹木が「実・花・葉・枝」のどこをとっても「常葉の木」であるという、その樹木総体の四季を通じての常綠性、つまりは永遠の常綠性というその比類無いめでたさを詠むことで、新たに立氏された橋宿祢氏の常磐の繁榮を旨祝ぐところにその祝言としての意味が存在する。聖武御製歌に達成されたかかるめでたさこそが、この祝宴の場を支配した「規制力」であつたことは詳言するまでもなかろう。即ち、この御製歌の第一義的な意味としては、「橋」という樹木総体のめでたさが詠まれていると考えられよう。したがつて、それを承けて詠まれた本歌の「落ち」の主語を、①の「実」であれ②の「葉」であれ「橋」の特定の部位

と捉える解釈は、かえつて右の御製歌に達成された祝言としての意味世界を狭めてしまうことになりはしまいか。つまり、本歌は、聖武御製歌と同様、第一義的には「橋」という樹木総体について詠まれた歌と捉えるべきであり、その意味において、結句の主語を「橋が地に落ちることなどあるうか」とその部位を特定することなく口語訳した③が、この問題に関してはもっとも穏当な解釈と言えるだろう。

最後に、Cの本歌一首の比喩性についてであるが、この問題は、先に見たA・Bの解釈と深く関わっている。即ち、前述した如く、本歌は、「橋」という樹木総体の常磐木としてのめでたさを詠むことで橋氏の永遠性を旨祝いだ聖武御製歌の「規制力」に支えられた歌であった。つまり、聖武天皇は、橋氏の永遠性を比喩的に旨祝ぐために「橋」という樹木総体の常綠性を詠んだと考えられる。とするならば、かかる御製歌を承けて披露された本歌の解釈もまたその御製歌と同様に受け止めるべきであろう。即ち、本歌の解釈は、その一首全体を比喩として捉える①bの解釈によるべきである。したがつて、窪田評釈の、

一首譬喩の形に見えるが、これはその場合に即させて云つてゐる自然の成り行きであつて、技巧としてのことではない。——中略——しかし技巧に近い趣が自然に添つてきてゐる。

という評言に代表される②の解釈は、本歌を生み出した橋宿御賜姓の祝宴という特定の言語場や、そこに達成された聖武御製歌のめでたさに即した理解とは言えないであろう。また、上三句までを序詞とし、「降りはますとも」の「降り」を介して下二句にその比喩性を見出そうとする①aの解釈も、その解釈の鍵となる「降り」に懸詞としての機能が疑われている以上①bを越えた解釈とは言い難いと思われる。

即ち、本歌は、

奥山の真木の葉を押し伏せて降る雪が、たとえ更に多く降り増そうとも、（常葉の木）である橋が）地に落ちることなどあるうか

と、「橋」という樹木總体の常磐を歌うその一首全体を以て、奥山の真木の葉を押し伏せて降る雪が、さらに降り増すような厳しい状況にならうとも、常磐木たる橋をその氏の名に耽く私ども橋宿姓の名が地に落ちることなどあるうか

と、新たに立氏された橋宿姓氏の永遠の繁栄を比喩的に言掛けした歌と解すべきであろう。

本節では、橋宿姓の祝宴における奈良麻呂の応詔歌詠歌者としての相應しさを探る前提として、この宴の言語場としての性格及びそこに奈良麻呂が出席を許された理由について考察しておきたい。

万葉集の応詔歌については既に小野寛氏に論がある。^高 小野氏は、

集中の例や「懷風藻」の応詔詩などの考察を通して、万葉集における応詔歌とは、天皇が歌を所望したその詔に対しても最初にできた歌であり、言わば「こだまの如く即座に応答した歌」であると結論する。それ故、その作者や詠歌者の資格については特別な意味を認めていない。確かに、小野氏がその根拠とした、舍人親王の歌（巻20・四二九四）や石川命婦の歌（同・四四三九）などは氏の論の如くに捉えることもできよう。けれども、本歌の場合、後述する如く、この時点の奈良麻呂の公的な立場を思えば、彼がこの宴に出席しているということ自体既に本歌の本質に関わる問題を内包していると考えられるが故に、その応詔歌としての内実は、小野氏の言われるほどに単純ではないよう思われる。

「統紀」は、約一九〇件にもおよぶ多くの「宴・饗」記事を載せる。こうした宴に出席を許された者の範囲の概要は、

五位已上八三・群臣一八・文武百寮（官）一八・侍臣九・主典
已上六・皇親二・記載なし四

等となり、外国使節や蝦夷・隼人等が出席を許された少数の例外を

除くと、その大部分は内長上の官人に限定されている。

ところで、奈良麻呂の生年は、「尊卑分脈」「左京皇別」橘朝臣条に「天平勝宝九七二被誅 三七才」とあることから考えて養老五年（七二二）であり、本歌詠説時には十六歳（數え年）であったと推定される。十六歳という年齢は、歌が詠めない年齢ではなかろうか、律令法制上は当然出身前である。また、「統紀」天平十二年（七四

○ 五月十日条に、

天皇、幸_ニ右大臣相樂別業。宴飲附暢、授_ニ大臣男无位奈良麻呂從五位下。

とある如く、本歌詠説時の奈良麻呂の位階も当然無位ということになる。つまり、この時点の奈良麻呂は、橘宿祢の姓を賜つたこと以外まだ何ら公的な立場を有していなかった。即ち、この宴が宮中における正式な宴であつたならば、それがたとえ父の請願による一族の賜姓を祝う宴であつたとしても、奈良麻呂の如き官人としての列に加わっていない人物は、到底出席できなかつたものと思われる。宴に出席できなければ当然応詔歌も詠めない。それ故、迂遠なようではあるが、本歌の外向的な言語場の確認という意味からもこの祝宴の性格を検討し、さらには、奈良麻呂がこの宴に出席を許された理由についても一應の見通しを立てておきたい。

本稿冒頭に引いた聖武御製歌の左注は、この祝宴の会場を「皇后

宮」と記す。この皇后宮とは勿論光明皇后の居所であり、もとはその父藤原不比等の第で後に法華寺となつたところである。前述した「統紀」の「宴・饗」記事で、藤原宮、平城宮、恭仁宮等を区別せず、また会場が特定されていない場合（二九件）や個人邸（九件）などを除いてその主な会場を見ると、

朝堂四一・内裏一一・中宮一二・南苑八・大安殿六・松林苑五・閣門五・皇后宮二・前殿二・東院三・南院一

等となる。この中で皇后宮の宴は三件記録されているが、内一件は恭仁_ニ宮皇后宮での宴である。_昌当面する橘氏の祝宴が催された天平八年十一月以前の「宴・饗」記事（五三件）中皇后宮を会場とする宴は、「統紀」同二年正月十六日条の、

天皇御_ニ大安殿、宴_ニ五位已上。晚頭、移_ニ幸皇后宮。百官主典已上陪從、踏歌且奏且行。引_ニ入宮裡、以賜酒食。因令_ニ採短籍。告_ニ仁・義・礼・智・信五字、隨_ニ其字而賜物。得_ニ仁者綿也。義者糸也。札者綿也。智者布也。信者段常布也。

という記事に見える宴だけである。

この皇后宮の宴は、内裏の正殿大安殿で「五位已上」に賜つた踏歌の節会の宴に引き続いて催された宴であり、その晚頭、聖武天皇が皇后宮まで移幸し、「百官主典已上」も踏歌を奏しながらつき従

い、そのまま宮に引入れられて酒食を賜つた上に、手にした短冊の文字によってそれぞれ物を賜わるという趣向まで用意されていた。

右の記事で目を引くのは、大安殿における正宴の趣旨を引き継いだ宴が皇后宮まで会場を移して催されていることである。また、正宴の「五位已上」という出席者の範囲が「百官主典已上」にまで緩和されていることである。さらに、「続紀」に頻出する儀式や宴の席で物を賜つ記事では、下賜される品物は官位に応じて差がつけられているのが通例であるが、この宴では、言わばくじ引き的な形で下賜されることも注目に値する。つまり、右の記事は、宴のありようとして、正式な宴と開催趣旨を同じくする二次会的な宴が、会場を移し、出席者の制限を緩和し、より遊宴的な要素を加えて設定される場合があったことを示していよう。

一方、本歌の場合、聖武御製歌の左注に「賜外家之橘姓已訖」とある故、この祝宴以前に橘宿祢賜姓に因むる正式な場は既に終了していたと考えられる。また、姓というものは、律令官人にとって、自己の政治的基盤たる氏族團の最も重要な構成原理である。と同時に、それが天皇への奉仕の様態によつて与えられ、また奪われたりもするものであるが故に、王權の根幹に因むる最も重要な原理の一ツでもある。^橘したがつて、その賜姓の儀式も、大極殿や朝堂など宮中のしかるべき場所で執り行われたものと思われる。とするならば、

この皇后宮での祝宴は、賜姓の正式な儀式の後に場所を移して催された宴と考へられよう。また、そこに無位無官の奈良麻呂が出席していたということは、その出席者の制限も緩められたことを物語つていよう。しかも、時の皇后光明子は諸兄の異父妹であり、その同母妹多比能は、諸兄に嫁し奈良麻呂を生んでいた。かかる光明皇后と諸兄一族との血縁の近親性は、言うまでもなく一人の母県犬養橘宿祢三千代を接点として形成されたものである。^橘こうした点を勘案すれば、この祝宴の性格は、太上天皇、天皇、皇后が揃つて出御した非常に格式の高い宴ではあるが、内裏や朝堂などでの公的な正宴とは違い、賜姓の儀式を終えた後の、近親者の出席も許された二次会的な宴であつたと考へることができるだろう。

橘宿祢賜姓の祝宴の性格をかく捉えてみると、公的な資格を持たない奈良麻呂がこの宴に出席を許された理由が一応了解されてくる。即ち、奈良麻呂は、賜姓の代表者諸兄の嫡男であり、この宴の会場の主人光明皇后の甥にあたるというその系譜上の資格によつてこの祝宴に出席が許されたものと思われる。また、二次会的な宴の遊宴性を考えば、奈良麻呂は、この宴のそうした部分を担うために出席が許されたということも考えておくべきだろう。されば、奈良麻呂が應詔歌を誦詠したことの意味として、まずは私注の考え方が注目されてくる。

私注は、前掲「統紀」天平十二年五月十日条の奈良麻呂五位特叙の記事を踏まえて、

奈良庭が十二年に無位であつたのは、父の蔭により出身する年齢に達しなかつた為であらうから、此の時はまだ十五六の少年であつた筈である。それなのに一族を代表して詔に応へて居るのは、めでたい賀筵の興を添へるためであらう。後世の顯貴の賀筵に、華冴の少年輩をして表うて舞はしめるなど同じ趣であつたらうか。

と述べ、次いで、本歌の成立事情にも言及し、

歌詞は此の「少年の、時に望んでの所作」といふよりも、予め用意されたもので、厳密な意味での彼の製作とは考ふべきではない。歌の感銘もまたさうした事情を察するに十分である。

とも述べている。確かに、年若い奈良麻呂が詔に応えて歌を詠むということは、当日の「めでたい賀筵の興を添へるため」の趣向としてあつただろ。また、この祝宴が予定されていた宴であつたとすれば、出席を許された人々は、当然その宴の趣旨を予め承知していたはずであろう。それ故、本歌が、「予め用意された」「厳密な意味での彼の製作とは考ふべきではない」歌であることの可能性も高いと思われ、右の私注の評言も首肯されるところではある。しかし、

この宴の趣旨は、葛城王一族が橋宿称を賜つたことを祝う、即ち王

權との新たな関係の成立を祝うという律令官人にとって非常に重要な意味を有する宴であつた。それ故、奈良麻呂の応詔歌謡詠という趣向には、この宴がたとえ二次会的な遊宴性の強い宴であつたとしても、私注が言うような単なる遊戯的な意味に留まらない内実がそこに企図されていたと思われる所以である。次節ではその点について述べてみたい。

四

本歌は、葛城王一族の橋宿称賜姓といふことがなければ当然作歌されることもなかつた。したがつて、それを奈良麻呂が詠誦するということもこれまた当然なかつた。このごく当り前の事実は、本稿が問題とする橋宿称賜姓の祝宴における応詔歌としての本歌の内実及びその詠誦者としての奈良麻呂の相応しさを、その誕生の契機である橋宿称賜姓それ自身の持つ意味から検討することを要請するものであろう。

「統紀」には五八〇件ほどの賜姓記事を載せるが、それらの賜姓以前の位階を、正従、上下、内外等を省いた概数で示せば、

一位一・二位一・三位六・四位一七・五位一〇九・六位九三・
七位六一・八位六七・初位三三・無位一三・記載無し一三一

の如くなる。また、賜与された姓を、天武十三年（六八四）十月

一日制定の八色の姓の範囲で示すと、

真人三七・朝臣九六・宿祢九九・忌寸四〇・臣三四・連一三七

となる。さらに、王族の賜姓は「続紀」に三〇件見出せるが、その

姓の内訳は、真人^{一七}・朝臣^{九九}・宿祢^一となる。

以上の簡略な集計によつても、この橘宿祢賜姓が持ついくつかの特徴が読み取れるが、とりわけ注目されることは、真人を賜わるのが通例である王族の賜姓にあつて、唯一葛城王一族だけが、その母

即大養宿祢三千代が和銅元年（七〇八）十一月二十五日の大嘗祭の宴の席において元明天皇からその累代の忠勤を嘉みせられ、

勅曰、橘者、莫子之長上、人所好。柯凌^{霜雪}而繁茂、葉經^{寒暑}而不彫。与^{珠玉}共競光、交^{金銀}以逾美。是以、汝

姓者、賜^{橘宿祢}也。

（続日本紀）天平八年十一月十一日条

と、その身一代に賜った橘宿祢という姓を願つたことである。即ち、

この葛城王一族の賜姓は、天武十三年十月の八色の姓制定以来久々の王族の賜姓ではあつたが、母の姓、それも生来の即大養宿祢ならぬその一代の功績によつて賜与された橘宿祢という姓の継承を通し

て三千代その人を起点とする系譜に連なるとした、当時の父姓相承という大原則から外れたかなり異例な賜姓ではなかつたかと思わ

れる。その理由としては、

* 皇親としての制約から逃れて政治的な自由を得る。

* 三千代の遺産相続。

* 後宮に勢力を張る即大養氏との関係を強化する。

* 光明皇后を通じて天皇家・藤原家との関係を強化する。

等様なことが考えられる。しかし、本稿が注目したいのは、この賜姓が橘氏にもたらしたこうした直接的な効果ではなく、それによって新たに獲得された、官人の政治的基盤であり王權の根本原理に関わる姓という秩序を支える理念である。

橘宿祢賜姓の上表文は、臣籍降下の正当性を建内宿祢に求め、次いで、前掲元明天皇の詔勅を引用して、請願した橘宿祢という姓の由来を述べた上で、

是以、臣葛城等、願、賜^{橘宿祢之姓}、戴^{先帝之厚命}、流^{橘氏殊名}、万歲無窮、千葉相伝。

（続日本紀）天平八年十一月十一日条

と、その姓を「万歲」「千葉」に伝えたいと述べることで、その賜姓への意欲を強調している。また、この請願を許した詔も、

詔曰、省從三位葛城王達表、具知意趣。王等、情深謙讓、志在顯親。辟^{皇族之高名}、請^{外家之橘姓}。尋思所執、誠得時宜。一依^{米乞}、賜^{橘宿祢}。千秋万歲、相繼無窮。

(続日本紀) 同年十一月十七日条

の如く、「千秋万歳に相繼ぎて窮ること無れ」という強い要請のもとその請願を許可している。

この両者に強調された〈姓の承継の継承〉ということが高安王一族の賜姓にのみ要請されたものでないことは、「続紀」天平十一年(七三九)四月三日条の、高安王大原真人賜姓の詔にも、

詔曰、名從四位上高安王等去年十月二十九日表、具知意趣。

王等、謹冲之情、深懷^ノ舜族、忠誠之至、厚存^ノ懇懃。顧^ニ思

所執、志不可奪。今依^レ所請、賜^ニ大原真人之姓。子子相

承、歷^ニ万代而無^レ絶、孫孫水繼、冠^ニ千秋以不^レ窮。

とあることからも容易に理解される。つまり、新たに姓を賜わる場合、その姓は、「万歳に窮り無く、千葉に相伝へむ」という強い自

覚のもとに請願され、「千秋万歳に相繼ぎて窮ること無れ」、「子子

*……前略…… もののふの 八十伴の緒も 己が負へる 己が名負ひて 大君の 任けのまにまに この川の 絶ゆることなく この山の いや継ぎ継ぎに かくしこそ 仕へ奉らめいや遠長に

(同・四〇九八 大伴家持)

の御門に 外の重に 立ち候ひ 内の重に 仕へ奉りて 玉葛
いや遠長く 祖の名も 繼ぎ行くものと ……後略……

(卷3・四四三 大伴三中)

*……前略…… ますらをの 消きその名を 古よ 今の現に流さへる 祖の子どもそ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の立つる言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと 言い継げる 言の官そ ……後略……

(卷18・四〇九四 大伴家持)

*……前略…… あきづ島 大利の國の 檜原の 畏傍の宮に相承けて、万代を歴とも絶ゆること無く、孫孫水く継ぎて、千秋に冠して窮らずあれ」という天皇の強い要請のもとに賜与されたのである。即ち、これらの上表文や詔書に強く自覺され要請されていた、〈姓〉というものは子々孫々まで永遠に継承していかねばならないものである」という観念が、姓という秩序を支える理念であったと言えよう。また、かかる理念は、例えば、大伴氏の歌々に、

*天雲の 向伏す國の もののふと 言はるる人は 天皇の 神

(卷20・四四六五 大伴家持)

等と詠まれた、〈官人たるものは、己が氏の始祖以来の功業を帶して、子々孫々に至るまで永遠に天皇に奉仕していかねばならない〉という古代律令官人の基本的な理念に直ちに重なるものであろう。それ故、こうした理念は、当面する橋宿祢賜姓のように、新たに氏を創立する際には特に強く意識されたことと思われる。

橋宿祢賜姓を支えた理念を上述の如く捉えるならば、その賜姓の祝宴における趣向として奈良麻呂が応詔歌を詠誦したことの内実及びその詠誦者としての彼の相應しさに、「私注」の説いた以上のさらなる意味を見出すことが可能となろう。

橋宿祢氏の公的な始祖は、言うまでもなくその初代氏上たる諸兄である。しかし、橋宿祢なる姓は、本来その母県大養宿祢三千代が元明天皇から賜つた姓である。その意味で、橋宿祢氏の実質的な始祖は、諸兄の母であり奈良麻呂の祖母たる三千代ということになる。⁵また実際そうした認識が存在したことは、前掲上表文以外にも、『新撰姓氏錄』「左京呈別」橋朝臣条が、その姓の由来として難波皇子を始祖とする諸兄の父系系譜を擧げると同時に、「和銅元年十一月己卯大嘗会、二五日癸未曲宴、賜橋宿祢姓於大夫人」と、三千代の橋宿祢賜姓の事情を特記していることからも証されよう。つまり、本歌の詠誦者奈良麻呂は、その系譜の上で、橋宿祢氏の公的な始祖たる諸兄の嫡男であり、また同時にその実質的始祖たる三千代

の嫡孫という位置に立つ存在と言える。即ち、橋宿祢氏の系譜におけるかかる奈良麻呂の位置は、まさしく前掲の上表文や詔書に強調されていた〈姓の水統的繼承と天皇への永遠の奉仕〉という理念を具現化していく担い手たる「子子孫孫」の「子」であると同時に「孫」としての意味をそこに見出すことができよう、また、かかる理念は、新たに許されたその姓を負う氏の系譜の水統性が具体的に示されてはじめてその実現への第一歩が標されたと言えるだろう。その意味で、奈良麻呂という人物は、新たに立氏された橋宿祢氏がその姓を水統的に繼承していく上で極めて象徴的な意味を担う存在であった。即ち、橋宿祢氏という新たな氏の誕生に際して、強く自覺されまた要請された〈姓の水統的繼承と天皇への永遠の奉仕〉という理念を実践していく道筋は、上述の意味での新生橋宿祢氏の系譜の最初の繼承者として、己が氏の水遠の繁栄の歴史の一端を自らの功績によって体現していくべき立場にある奈良麻呂という存在を、その姓を賜与した天皇に示すという行為を通してはじめて保証されるものであつたと考えられよう。

即ち、この橋宿祢賜姓の祝宴の趣向として奈良麻呂が本歌を詠誦したことの内実は、「私注」の言うような單なる遊戯的な意味を越えて、古代律令官人全体に求められていた〈姓の水統的繼承と天皇への永遠の奉仕〉という基本的な理念を新たなる氏の名において忠

実際に実践していこうという橋宿祢氏總体の決意を、その姓を繼承していくべき最初の位置に立つ奈良麻呂という存在をこの祝宴の応詔歌誦歌者に選ぶことによって表そうとしたところにあったと言えよう。

つまり、奈良麻呂という人物のかかる系譜上の意味こそが、この橋宿祢賜姓の祝宴という特定の言語場における応詔歌誦歌者としての諸兄以上の相應しさだったと思われる所以である。また、その意味で、この賜姓において強く自覚され要請された古代律令官人を支えた基本的理念が、新生橋宿祢氏中の他の誰でもない奈良麻呂という人物をこの祝宴における応詔歌誦歌者として登場させた原動力であったと言えよう。即ち、橋宿祢氏の永遠の繁栄を旨挙げした本歌は、その姓を永遠に継承していく出発点としての意義を有する奈良麻呂という人物に誦詠されることで、はじめてこの賜姓の祝宴における応詔歌としての役割を十全に達成することを得たと思われるのである。

上述した奈良麻呂の応詔歌誦歌者としての相應しさとその意義を踏まえて再度本稿冒頭の二首を見直した時、既に「古義」などに指摘してきたこれらの歌と前掲元明天皇の詔勅との照応関係が一層

明瞭な形で捉え直されてくる。

即ち、橋の常磐木としてのめでたさを詠むことで、新生橋宿祢氏の永遠の繁栄を旨祝いだ聖武天皇御製歌は、その常磐木としての主意を「枝に霜ふれどいや常葉の木」という表現に担わせていた。それに対して本歌は、「奥山の真木の葉凌ぎ降る雪」にも負けない橋の常磐木としてのめでたさを詠むことで、橋宿祢氏の永遠の繁栄を旨挙げした。つまり、この二首に表現された橋の常磐木としてのめでたさを合わせると、〈霜雪にも負けない橋〉が立ち現れてくる。かかる橋のめでたさは、前節に引いた元明天皇の詔勅における「柯凌^{カシタマ}霜雪^{カスメイ}繁茂^{ハラモ}」という表現に直ちに重なるものと言えよう。即ち、これらの歌は、橋のめでたさを詠むに際してともに元明天皇の詔を踏まえ、中でも特に右の一節に焦点を絞り、それを「霜」と「雪」とに詠み分けていたと考えられる。かかる詠み分けが意味するところは、この賜姓が冬十一月にあつたという季節への配慮もさることながら、姓を賜与した側も賜与された側も、作歌の上でともにその姓の由來たる和銅元年十一月二十五日における元明天皇の大嘗祭の宴での出来事に思いを致していたことを示すものであろう。

即ち、聖武天皇御製歌は、元明天皇の詔を踏まえることで、この度の橋宿祢賜姓に対する自身の思いは、かつて我が祖母元明がその姓を三千代に賜与した時の思いと同じなのだということを表すうと

したところにその真意が存したものと思われる。また、それに応じた本歌は、同じく元明天皇の詔を踏まえることで、橘宿祢という姓の実質的な始祖三千代の累代の忠節とそれを慕みした元明の精神を永遠に継承して忠勤に励もうという新生橘宿祢氏総体の意志を言表するとともに、その次代を担う奈良麻呂という存在を誦詠者に立てることで、三千代－諸兄－奈良麻呂という系譜の連續性を示し、橘宿祢氏継承の永遠性と天皇への奉仕の永遠性をこの祝宴の場に象徴的に現出しようとするとともにその応詔歌としての真意が存在したことと言えるだろう。

六

以上、本稿は、橘宿祢賜姓の祝宴における応詔歌誦詠者としての奈良麻呂の相応しさを問うことを通して、本歌のその応詔歌としての内実を考察してきた。上述の如く、本歌の誦詠者奈良麻呂は、新生橘宿祢氏の出発に際して強調されていた〈姓の永続的継承と天皇への永遠の奉仕〉という理念を実現していく上でもっとも重要な系

譜的意義を有する人物であった。また、その点に彼の応詔歌誦詠者としての相応しさも存在した。即ち、橘宿祢氏の永遠の繁栄を歌つ本歌は、その姓の永遠の継承の出発点に立つ奈良麻呂という人物が

誦詠することによってはじめてこの祝宴の趣向としての意味を完結することができたのである。また、かかる趣向は、奈良麻呂がこの祝宴に出席することを得てはじめて実現可能なことであった。本稿がこの祝宴の性格を探った所以である。

年若い奈良麻呂が本歌を誦詠することで己が氏の永遠の繁栄を言挙げするという趣向が、この祝宴の遊宴性を際立たせたことも事実であろう。しかし、この趣向は、繰り返すことになるが、橘宿祢氏の次代を担う奈良麻呂という人物の存在を示すことで、その賜姓に際して強く意識された〈姓の永続的継承と天皇への永遠の奉仕〉という理念をこの宴の場に象徴的に現出するところにその本質があつた。また、かかる趣向は、めでたかるべきこの祝宴に一層のめでたさを重ねる演出であったと言え、その意味で本稿は、この趣向の演出者、つまりは本歌の作者はやはり諸兄ではなかつたかと推察するのである。

（一九九四・一〇・一八稿了）

注① 『統日本紀』同年月日条

②木下正俊氏・神堀忍氏「廣瀬本萬葉集概要」『文学』（季刊第五卷・第二号・一九九四年春季号）により、「天皇」の二字、細

井本・廣瀬本に「太上天皇々々皇后」とあるに従う。

③生田周史氏「萬葉集新考」の「訛」説—「マサル」考—優位・

増加の「マス」「マサル」を巡って—「吉井巣先生古稀記念論集
日本古典の眺望」

④「古義」・「略解」・「全釈」・「佐佐木評釈」・「注釈」等

に指摘がある。

⑤小野寛氏「万葉心詔歌考」「論集上代文学」(第十冊)

⑥十六歳という奈良麻呂の年齢の持つ意味については、例えば、文武天皇即位十五歳(『櫻風藻』記載の宝算から算定)、聖武天皇元服十四歳(『統日本紀』和銅七年(七一四)六月二十五日条)、男子の婚姻許可年齢十五歳(『戸令』24)等が参考となる。

⑦他の二回は、「統日本紀」天平十四年(七四二)一月一日条・同年四月二十日条に見える。

⑧熊谷公男氏「令制下のカバネと氏族系譜」「東北学院大学論集
歴史学・地理学」(昭和五九年三月 第一四号)

⑨こうした血縁の近親性としては、他にも諸兄の妹牟漏女王が光明子の異母兄房前の妻、佐為王の女古那可智が聖武天皇の夫人といった関係を挙げができる。

⑩真人賜姓を二七としたのは、一度真人を賜与された後、再度改賜姓した例を除いたからである。

⑪王族の朝臣賜姓二例は、「統日本紀」天平宝字元年(七五七)

一月九日条の石津王藤原朝臣賜姓、藤原仲麻呂の養子となる記事と、同七年(七六三)十月十七日条藤原乙貞の薨伝に見える天平勝宝八歳(七五六)の山背王藤原乙貞賜姓の記事で、ともに藤原氏関係である。

⑫例えば、こうした高位の王族の賜姓は、これ以後天平勝宝四年(七五二)九月二十二日の從三位智努王文室良人賜姓(『統日本紀』同年月日条)までないほど稀な例であったと思われる。

⑬横田健一氏「橘諸兄と奈良麻呂」「白鳳天平の世界」・「新日本古典文学大系 統日本紀」補注12・五六等。

⑭熊谷公男氏⑦同論文。また、鉄野昌弘氏「天平勝宝八歳六月一七日作歌六首をめぐって」「帝塚山学院大学研究論集」(第一八八号)

⑮義江明子氏「橘氏の成立と氏神の形成」「日本史研究」(第二四八号)

⑯本文本稿は、平成五年度関西大学文学部共同研究助成費による研究成果の一部である。